

公益財団法人小野医学研究財団

資産管理・運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人小野医学研究財団(以下「この法人」という。)の資産運用は定款第9条の定めに基づき、この「資産管理・運用規程」(以下「この規程」という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資産運用について、理事長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資産区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資産運用は、下記各号の資産区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 定款第5条第2項により理事会及び評議員会が基本財産とした財産、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資産

資産の積み立て目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資産運用の対象)

第5条 資産運用対象は、次のとおりとする。

(1) 預貯金

(2) 債券

(3) 株式

2 理事会が第3条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資産運用対象以外のものに運用することができる。

(債券の信用格付け)

第6条 前条第1項第2号の債券の範囲は、第2項に規定する格付け機関のうち、少なくとも格付け1機関以上がA-と格付けしているものとする。

2 格付け機関は次のとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
- (3) 格付投資情報センター(R&I)
- (4) 日本格付研究所(JCR)

(株式運用基準)

第7条 第5条第1項第3号の株式での運用は、複数の証券会社のアナリストが、レーティングで中立以上の評価をしている株式を総合的に勘案して対象とする。

第2章 資産運用に関する内部統制

(理事長の職務)

第8条 理事長は理事の中から資産運用執行者を選出することができる。

2 理事長は、第3条に定める基本原則を始めとしたこの規程及び次条に定める資産管理・運用方針に従い、資産運用執行者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をし、適切な運用をしなければならない。

(理事会及び資産管理・運用委員会の職務)

第9条 理事会は、資産管理・運用規程や資産管理・運用方針などの、資産運用にかかる事項全般を検討し、整備するものとする。

2 理事会は、第10条3項に定める資産運用の計画案を承認するものとする。

3 理事会は、第11条及び第12条に定める報告を受けるものとする。

4 理事会は、前項の目的を達するため、その諮問機関として資産管理・運用委員会を設置するものとする。

5 理事長は必要に応じて資産管理・運用委員会を招集することができる。

(資産運用執行者の職務)

第10条 資産運用執行者は、第8条2項に定める理事長の指示に従い、資産運用状況及びその結果について適時に把握しなければならない。

2 資産運用執行者は、予算編成の理事会までに資産運用の計画案を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

3 前項の資産運用の計画案は、理事会の承認を受けなければならない。なお、理事

長または資産運用執行者は、理事会の承認に先立ち、資産管理・運用委員会に対し当該計画案の内容を説明するものとする。

4 評議員会は前項の理事会承認の後、承認された資産運用の計画について理事長または資産運用執行者から報告を受けるものとする。

5 債券の格下げ等により、第6条第1項及び第2項に規定する格付け基準に抵触した場合には、資産運用執行者はその対策について理事長と協議の上、理事会で承認を受けた場合には、直ちに格付け基準に抵触した債券を売却できるものとする。なお、この場合において、理事会は、第9条に定める資産管理・運用委員会に対し、その対策に関し諮問を行うことができるものとする。

(理事長、理事会及び評議員会に対する報告)

第11条 理事長は、債券等の運用経過及び結果を含む下記の点について、少なくとも半年に1回または必要に応じて、資産運用執行者から報告を受けるものとする。

(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計

(2) すべての債券等の個別有価証券の時価

(3) すべての債券の個別有価証券の信用格付け

2 理事会及び評議員会は、前項の事項を含む資産運用の経過及び結果について、少なくとも年に1回または必要に応じて、理事長または資産運用執行者から報告を受けるものとする。

(監事の職務)

第12条 監事は、理事長及び資産運用執行者の業務につき、理事会の要請があったとき、または監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日以降、理事会の決議後（2011年8月12日）から施行する。

改訂：2014年11月26日

改訂：2017年11月29日

改訂：2018年11月28日